

令和二年十一月十二日提出
質問 第一四号

日本学術会議会員の任命に関する質問主意書

提出者 奥野 総一郎

日本学術会議会員の任命に関する質問主意書

十一月四日の予算委員会において近藤内閣法制局長官は「昭和四十四年の高辻内閣法制局長官の答弁において、いろいろ拒否できる場合というのを、大学の場合について、いろいろな議論の中で、客観的に大学の目的に照らして明らかに不相当というような言い方で一つ例を示されているというのはよく承知しておりますけれども、一昨日の答弁でもお話ししましたように、それぞれ日本学術会議と大学とは全然性格が違いまして、学術会議でも、大学るときになぜあれほど大きな問題になったかということ、憲法上認められている大学の自治というのと、十五条の問題の、調整権限だからどの程度まで本当にできるのかという議論ですけれども、学術会議の場合には、あくまでも、行政機関に関する法律で認められた職務の自律性との関係の調整で、申出に基づいてという規定ができていますから、当然、大学の場合とは全然、調整の立場が憲法同士の概念ではないですから、当然それより、それに、同じように狭くなるということでは必ずしもないという趣旨を一昨日申し上げました」と答弁されている。

そこで、以下質問する。

- 一 日本学術会議には、憲法第二十三条の研究発表の自由など学問の自由の保障は及ばないのか。日本学術

会議法第七条第二項の「推薦」については、憲法第二十三条と同第十五条第一項の調整が働き、極めて限定的な場合しか拒否できないのではないかと。大学の学長人事と比べて広がるとしたら、どのような場合か。

二 十一月四日の予算委員会で近藤内閣法制局長官は「奥野委員の御質問に答えて恣意的という言葉を使いましたけれども、そこで、御指摘を受けております、主観的に政府当局の気に食わないということでは任命しないのは違法であるという趣旨のことを申し上げた」と答弁している。この答弁のもととなったと思われる法制局の見解をまとめた決裁文書（昭和三十七年八月）ではより具体的に「申出のあった者がその時における政府の政策を支持しないという理由によって、任命権者がその申出を拒否することは許されないものと解すべきである」とあるが、日本学術会議法第七条第二項の任命においてもこの解釈が適用されているということではないか。

三 十一月二日の予算委員会で近藤内閣法制局長官は「拒否をしていくときには、消極的に拒否をしていくことだと思いますので、恣意的に政府が、自由な裁量権を發揮したような形でのものは認められない」と答弁しているが、拒否の基準はどこに書いてあるのか。具体的にどのような場合に拒否でき

るのか。

四 十一月二日の予算委員会で加藤官房長官は「判断基準とおっしゃる趣旨はあれですが、設置目的があり、そしてこの間においていろいろな議論がありました。当然、政府として、そうしたものを踏まえながら判断していくことでもあります」と答弁しているが、日本学術会議法第二条の設置目的以外に「判断基準」があるのか。あるとすれば具体的に学術会議法の条文、それ以外にあればその出典を示された
い。

五 十一月二日の予算委員会で菅総理大臣は、「専門分野の枠にとられない広い分野でバランスのとれた活動を行うべきであるという、私自身、総合的、俯瞰的な活動が求められる、こういうふうに申し上げてきたんですけれども。そういう中で、今委員から御指摘をいただきました選考ですよね。会員約二百人、連携会員約二千人、この人たち、先生方と関係を持たなければ、つながりを持たなければ、全国で九十万人いる方が会員になれないような仕組みになっているということも、これは事実だと思います。ある意味では、閉鎖的で、既得権益のようになっていのではないかなというふうに思います。私自身、これは正直言ってかなり悩みました。そういう中で、学術会議から推薦された方々、そのまま任命をするという、

令和二年十一月二十四日受領
答弁第一四号

内閣衆質二〇三第一四号

令和二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員奥野総一郎君提出日本学術会議会員の任命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員奥野総一郎君提出日本学術会議会員の任命に関する質問に対する答弁書

一について

いかなる場合に申出や推薦のとおりに任命しないことが許容されるかについては、日本学術会議の会員（以下「会員」という。）の任命の場合は、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号。以下「法」という。）上認められる職務の独立性と公務員の選定は国民固有の権利であると規定する憲法第十五条第一項との調整的見地が求められるとしても、憲法で保障された学問の自由を实效あらしめるために伝統的に認められている大学の自治と憲法第十五条第一項との調整的見地が求められた、御指摘の「昭和四十四年の高辻内閣法制局長官の答弁」の対象となった当時の国立大学の学長の任命の場合とは、同視することはできず、同じように狭くなるわけではないと考えている。

二について

御指摘の「この解釈が適用されているということ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、会員の任命については、法第十七条による推薦を十分尊重しつつ、任命権者たる内閣総理大臣が適切に判断すべきものであり、御指摘の近藤内閣法制局長官の答弁で述べられているとおり、「主観的に政府当局の

気に食わないということでは任命しない」ことは法の趣旨に反するものであると考えている。

三から六までについて

推薦のとおり任命しないことが許容される場合については、憲法第十五条第一項において公務員の選定が国民固有の権利であるとされていることからすれば、任命権者である内閣総理大臣において、当該推薦を十分に尊重しつつも、当該任命が国民に対して責任を負えるものでなければならぬという観点から、日本学術会議の設置目的や職務等に照らして判断されるべきものと考えている。具体的にどのような場合に許容されるかについては、任命権者たる内閣総理大臣が国民に対する責任において個別に判断すべき人事に関する事項であつて、事柄の性質上、明確にお答えすることは困難である。

また、今般の会員の任命については、個々人の任命の理由については、人事に関することであるため、お答えを差し控えるが、日本学術会議に総合的、俯瞰的ふかん観点からの活動を進めていただけるようにするという観点から、適切に判断したものである。

七について

お尋ねについては、個別の報道の内容を前提とするものであり、政府としてお答えすることは差し控え

たい。